平成２３年（フ）第８０号
大分県宇佐市院内町小坂208－３、住民票上の住所大分県宇佐市院内町小坂447番地
破産者　川面　泰三
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６７１４号
大阪府東大阪市新池島町３丁目４番２号、開始決定時の住所大阪府東大阪市池島町２丁目５番３号
破産者　ＯＤＭエンジニアリングこと　石川　武司
１　破産債権の届出期間　平成25年10月２日まで
２　一般調査期日　平成25年11月11日午後３時
平成25年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３６号
大阪市北区本庄東１丁目18番１号
破産者　株式会社リンクリード
１　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
２　一般調査期日　平成25年11月29日午後３時30分
平成25年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５７号
滋賀県高島市今津町桜町１丁目７番地４
破産者　池田　俊孝
免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
平成25年９月２日　　大津地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０００３号
仙台市宮城野区扇町２丁目３番28号
清算株式会社　株式会社県南スーパー
代表清算人　岩渕　健彦
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（ヒ）第２号
長野県茅野市宮川4000番地
清算株式会社　株式会社ちの食品
代表清算人　北原由紀子
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（ヒ）第４号
愛知県刈谷市桜町２丁目46番地
清算株式会社　株式会社テクノアーム
清算人　矢田　敬弘
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０３２号
東京都大田区西六郷３丁目20番12号
清算株式会社　ユートー工業株式会社
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０４６号
東京都江東区亀戸３丁目61番18号
清算株式会社　株式会社カズン
代表清算人　田中　秀文
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定案の骨子
清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価・回収して得られた金銭から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、当該残額を弁済原資として本協定案の対象となる債権者に弁済をしたうえで、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　協定債権
本協定案の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった平成25年６月12日までの原因に基づいて生じた債権（元本債権のほか、利息・遅延損害金及び手数料債権等名称の如何を問わず役務の対価として生じる債権（特別清算開始命令の前後を問わない。以下「利息・遅延損害金等」という。）を含む。）から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。
具体的な協定債権者及び協定債権額等は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。
２　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更（免除の内容）
本協定認可決定が確定したときは、後記⑶の免除の効力発生日に、下記ア及びイの免除を受ける。
ア　協定債権のうち、利息・遅延損害金（協定債権が求償権の場合は、主債務にかかる元本相当分を除く部分）等の全額（その発生が特別清算開始命令の前後いずれであるかを問わない。）。
イ　協定債権のうち、元本（協定債権が求償権の場合は、主債務にかかる元本相当部分。以下「元本」という。）については、元本の額から後記⑵アの弁済額を控除した額。
⑵　弁済
ア　弁済額
元本の18.6％に相当する金額。
イ　新たな資産が発見された場合の特則
前記アの弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお協定債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価・回収し、当該資産の換価・回収が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧表」の「元本」欄記載の金額から前記アに基づく同表の「弁済額」欄記載の弁済額を控除した残額の割合に応じて弁済（以下「追加弁済」という。）する。
なお、この場合、前記⑴イに定める協定債権の免除については、追加弁済に係る金額が支払われる限度において、その効力を失う。
⑶　免除の効力発生日
ア　前記⑴アの免除の効力発生日は、本協定認可決定が確定した日とする。
イ　前記⑴イの免除の効力発生日は、前記⑵アの弁済が終了した日とする。
⑷　弁済時期
本協定認可決定が確定した日から１ヵ月以内で清算株式会社が別途指定する日とする。具体的には、平成25年10月下旬頃を予定している。
３　個別条項
協定債権の権利変更前の権利の内容は、別紙「協定債権者一覧表」の「協定債権額」欄記載のとおりであり、前記２⑶の免除の効力発生日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済を行う。
４　弁済に関するその他の定め
⑴　弁済場所
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う（振込手数料は清算株式会社の負担とする。）。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座を指定しなかった協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店所在地（東京都江東区亀戸３丁目61番18号）において行う。
⑵　端数処理
本協定案に基づく弁済における弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、これを切り捨てる。